

平成24年2月29日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 杉原利明	2番 須山敏夫	3番 篠原多恵子
4番 新家良和	5番 福岡誠志	6番 小田伸次
7番 岡田美津子	8番 久保井昭則	9番 池田徹
10番 宍戸稔	11番 保実治	12番 亀井源吉
13番 伊達英昭	14番 近藤勉	15番 林千祐
16番 助木達夫	17番 大森俊和	18番 竹原孝剛
19番 平岡誠	20番 國岡富郎	21番 木村春雄
22番 伊達亮詞	23番 沖原賢治	24番 向井殿逸司
25番 黒瀬健郎	26番 菅三司	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長	増田和俊	副市長	高岡雅樹
副市長	津森貴行	総務部長	元廣修
財務部長	中原環	地域振興部長	藤井啓介
福祉保健部長	森田和利	子育て支援部長	谷本富美江
総合窓口センター部長	瀧奥恵	市民病院部事務部長	田邊俊
教育長	児玉一基	教育次長	白石欣也
建設部長	花本英蔵	水道局長	上岡譲二
産業部長	堂本昌二	君田支所長	平岡淳
布野支所長	反田博美	作木支所長	瀧奥祥二郎
吉舎支所長	藤原晴彦	三良坂支所長	渡辺健次
三和支所長	行原雅典	甲奴支所長	小川恒
監査事務局長	伊川文雄	選挙管理委員会事務局長	池田祐治
農業委員会事務局長	高家幸男		

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局次長	福永清三	次長	勝山修
議事係長	中村静明	政務調査係長	池本敏範
政務調査主任	瀧熊圭治		

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（17日間）
第 2		市長の施政方針について
第 3		議会運営委員長報告
第 4		行財政改革調査特別委員長報告
第 5		三次市新庁舎建設調査特別委員長報告
第 6	平成23年 請願第4号	「幼稚園・保育所・小中学校における給食の放射能対策について」 の取下げの件
第 7	報告第1号 報告第2号 報告第3号 報告第4号 報告第5号 報告第6号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（訴えの提起について） 専決処分の報告について（訴えの提起について） 専決処分の報告について（訴えの提起について） 専決処分の報告について（訴えの提起について） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 8	報告第7号	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）
第 9	議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号	三次市公共施設等整備基金条例（案）（総務委付託） 三次市有林条例（案）（産業建設委付託） 三次市防災会議条例及び三次市水防協議会条例の一部を改正する条例（案）（総務委付託） 三次市職員の勤務条件の見直しのための関係条例の整備等に関する条例（案）（総務委付託） 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（総務委付託）

日程番号	議案番号	件名
第 9	議案第27号	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）（産業建設委付託）
	議案第28号	三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（教育民生委付託）
	議案第29号	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（教育民生委付託）
	議案第30号	三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）（教育民生委付託）
	議案第31号	三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）（教育民生委付託）
	議案第32号	三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）（総務委付託）
	議案第33号	三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）（産業建設委付託）
	議案第34号	三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）（教育民生委付託）
第 1 0	議案第35号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（教育民生委付託）
	議案第36号	指定管理者の指定について（総務委付託）
	議案第37号	過疎地域自立促進計画の変更について（総務委付託）
	議案第38号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（総務委付託）
第 1 1	議案第12号	平成23年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）（予算特別委付託）
	議案第13号	平成23年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）（予算特別委付託）
	議案第14号	平成23年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）（予算特別委付託）
	議案第15号	平成23年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）（予算特別委付託）

日程番号	議案番号	件名
第11	議案第16号 議案第17号 議案第18号 議案第19号 議案第20号 議案第21号	平成23年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）（予算特別委付託） 平成23年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）（予算特別委付託） 平成23年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）（予算特別委付託） 平成23年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）（予算特別委付託） 平成23年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）（予算特別委付託） 平成23年度三次市水道事業会計補正予算（第2号）（案）（予算特別委付託）
第12	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号	平成24年度三次市一般会計予算（案）（予算特別委付託） 平成24年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）（予算特別委付託） 平成24年度三次市診療所特別会計予算（案）（予算特別委付託） 平成24年度三次市介護保険特別会計予算（案）（予算特別委付託） 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）（予算特別委付託） 平成24年度三次市土地取得特別会計予算（案）（予算特別委付託） 平成24年度三次市下水道事業特別会計予算（案）（予算特別委付託） 平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）（予算特別委付託） 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）（予算特別委付託） 平成24年度三次市病院事業会計予算（案）（予算特別委付託） 平成24年度三次市水道事業会計予算（案）（予算特別委付託）
第13	請願第1号	障害者総合福祉法の制定を求める意見書の提出について（教育民生委付託）

日程番号	議案番号	件名
第13	請願第2号	幼稚園・保育所・小中学校における給食の放射能対策について（教育民生委付託）

平成24年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（平成24年2月29日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	9
第 2		市長の施政方針について	9
第 3		議会運営委員長報告	18
第 4		行財政改革調査特別委員長報告	19
第 5		三次市新庁舎建設調査特別委員長報告	21
第 6	平成23年 請 4	「幼稚園・保育所・小中学校における給食の放射能対策について」の取下げの件	21
第 7	報 1	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	22
	報 2	専決処分の報告について（訴えの提起について）	22
	報 3	専決処分の報告について（訴えの提起について）	22
	報 4	専決処分の報告について（訴えの提起について）	22
	報 5	専決処分の報告について（訴えの提起について）	22
	報 6	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	22
第 8	報 7	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）	23
第 9	議 22	三次市公共施設等整備基金条例（案）	27
	議 23	三次市有林条例（案）	27
	議 24	三次市防災会議条例及び三次市水防協議会条例の一部を改正する条例（案）	27

日程番号	議案番号	件名
第 9	議 25	三次市職員の勤務条件の見直しのための関係条例の整備等に関する条例（案）……………27
	議 26	三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………27
	議 27	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）……………27
	議 28	三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………28
	議 29	三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………28
	議 30	三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）……………28
	議 31	三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）……………28
	議 32	三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）……………28
	議 33	三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………28
	議 34	三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）……………28
第 1 0	議 35	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………37
	議 36	指定管理者の指定について……………37
	議 37	過疎地域自立促進計画の変更について……………37
	議 38	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………37
第 1 1	議 12	平成23年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）……………39
	議 13	平成23年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）……………39
	議 14	平成23年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）……………39
	議 15	平成23年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）……………39
	議 16	平成23年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）……………39

日程番号	議案番号	件名
第11	議 17	平成23年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号） （案）……………39
	議 18	平成23年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）……………39
	議 19	平成23年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）……………39
	議 20	平成23年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）……………39
	議 21	平成23年度三次市水道事業会計補正予算（第2号）（案）……………39
第12	議 1	平成24年度三次市一般会計予算（案）……………43
	議 2	平成24年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）……………43
	議 3	平成24年度三次市診療所特別会計予算（案）……………43
	議 4	平成24年度三次市介護保険特別会計予算（案）……………43
	議 5	平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）……………43
	議 6	平成24年度三次市土地取得特別会計予算（案）……………43
	議 7	平成24年度三次市下水道事業特別会計予算（案）……………43
	議 8	平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）……………43
	議 9	平成24年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）……………43
	議 10	平成24年度三次市病院事業会計予算（案）……………43
	議 11	平成24年度三次市水道事業会計予算（案）……………43
第13	請 1	障害者総合福祉法の制定を求める意見書の提出について……………49
	請 2	幼稚園・保育所・小中学校における給食の放射能対策について……………49

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（木村春雄君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様には、大変お忙しい中お越しいただきまして、まことにありがとうございます。

本日から平成24年3月定例会を行いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は26人です。

これより平成24年3月三次市議会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、岡田議員及び小田議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会期の決定

○議長（木村春雄君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって会期は17日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 市長の施政方針について

○議長（木村春雄君） 日程第2、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

（市長 増田和俊君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 皆さんおはようございます。

平成24年度当初予算案の御審議をお願いするに当たりまして、市政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

昨年私が市長に就任させていただいて以来、この4月をもって2年目を迎えることとなりました。この間、議員各位を初め市民の皆様、関係機関等の皆様方の温かい御支援をいただきながら今日まで市政を推進できましたことに対し、改めて感謝を申し上げる次第であります。

さて、我が国を取り巻く経済環境は、平成20年9月のリーマン・ショックによる深刻な影響から脱却を図る中、欧州危機と超円高と言われる為替の影響により輸出産業が大きなダメージを受けました。長引くデフレ経済の影響や消費の落ち込みなどにより国内産業の空洞化が進んでおり、東広島市に主力工場を持つ半導体大手のエルピーダメモリが会社更生法の適用を申請したニュースが伝えられるなど、厳しい経済状況が続いております。

本市におきましては、三次商工会議所が発表した平成23年10月から12月期の三次市景況調査報告によりますと、平成24年の景気見通しが悪化すると回答した事業者が非常に多く、需要の停滞が当面の経営上の問題点であると指摘をされております。

依然として先行きが不透明な厳しい状況下ではありますが、私は企業の生産力や国際競争力を高めるなどの産業力を強化する取り組みで頑張る企業を支援することにより、雇用を守り、地域産業の活性化を図りながら、市民の皆さんの生活を守る責任を果たしていかなければならないと考えております。

社会情勢におきましては、合併時に比べ、人口の減少が進んでおり、少子・高齢社会への対策が急務となっています。これに対処するため、子育て支援策や教育改革、高齢者福祉対策や医療の充実対策、定住対策や防災対策など、さまざまな対策を総合的かつ柔軟に講じていかなければなりません。

さて、3月11日に発生した東日本大震災から間もなく1年が経過しようとしていますが、地震、津波、そして東京電力福島第一原発の事故と、その被害は甚大で、多くの犠牲者を生む痛ましい事態となりました。改めて、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

この震災では、行政的な課題のほか、被災者の励まし合い、助け合い、支え合う精神から多くの学ぶべきものが得ました。

本市をめぐる状況は、経済的にも、また社会的にも厳しい状況下にあります。市長に就任して以来、私が一貫して市民の皆様にご訴えていることは、ぬくもりのある市政、人と人が助け合い、行政と市民が支え合うきずなで築く市政により頑張る三次を皆さんと御一緒につくり上げることだと思っております。私自身、市民の皆様との対話を重視したいという思いから、市政懇談会以外にも車座対話で各地域を回り、市民の皆様から直接多くの声を聞かせていただく中で、生活最優先の施策により、魅力と活力あるまちづくりの実現に向け、全力を傾注していく決意を新たにいたしましたところがございます。

本市の財政を取り巻く情勢は非常に厳しいものがありますが、私は本市の将来の発展につながる諸施策を計画的に実行していくとともに、新たな行財政改革大綱推進計画を着実に進め、あすの社会への責任を果たしていく考えでございます。

財政運営の基本方針について申し上げます。

国の財政運営については、平成23年度末の借入金等を含む長期債務残高見込みが地方合わせて903兆円程度と過去最大で、対国内総生産比は192%に達する膨大なものであります。こうした財政状況が硬直した中で編成された国の平成24年度一般会計予算の規模は約90兆円で、前年度対比で2.2%の減額となっていますが、地方財政計画において、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額は、平成23年度と実質的に同水準になるよう盛り込まれております。地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が穏やかに回復することが見込まれてる一方では、社会保障関係の自然増や公債費の高い水準で推移する見通しであり、依然として厳しい財政運営の状況となっております。

本市におきましては、こうした厳しい財政状況の中で、人件費の抑制を図り、経常的経費全般について徹底した節減、合理化に努めますとともに、市税収入等の確保、さらには有利な財源の活用による後年度負担の軽減等を行った効果により、平成22年度決算の実質公債費率は前年度比1.6ポイント減の14.6%、将来負担比率は前年度比27.5ポイント減の114.1%と、早期健全化基準内を維持しているほか、投資へのゆとり度を示す経常収支比率も前年度比2ポイント減の90.1と、着実に改善してきており、起債残高においても低減しているなど、財政状況は確実に好転しております。

また、全基金の総額は、平成16年合併時の61億1,596万4,000円から、平成22年度末で134億8,152万円と73億6,000万円余り増額となっております。中でも、自治体の計画的な財政運営を行うための積立金である財政調整基金については、合併時14億5,081万5,000円から着実な積み立てを行ってきた結果、平成22年度末では24億7,188万2,000円と10億2,000万円余り増額となり、平成23年度末では約31億4,000万円の見込みであります。

しかしながら、歳入の約4割を占める地方交付税が平成27年度以降段階的に減少し、合併算定がえが完全になくなる平成32年度以降は30億円を超える減額となることを見込まれております。将来の市民の皆さんの暮らしを支え、今必要な生活基盤整備や景気雇用対策など施策を効果的に実行していくためにも、平成27年度から激変する財政状況を見据え、この3年間の財政運営を強く認識した上で、プライマリーバランスの黒字の継続と実質公債費率など財政指標のさらなる改善に努め、引き続き財政基盤の確立のための取り組みを進めてまいります。

次に、平成24年度予算編成に基本方針について申し上げます。

平成24年度の予算は、特に市民の皆さんとのきずなで築く生活最優先都市三次の実現に向けて、財政を取り巻く状況は厳しくとも、さらに前進を図り、魅力と活力あるまちづくりを目指して新たなスタートを切る予算として編成をいたしました。

新たなるまちづくりへ向けた政策重点指針として「がんばる」、「あんしん」、「ぬくもり」の3つをテーマに掲げ、積極的に進めてまいります。

予算編成上留意した点は、行財政運営の健全化を一番の柱に据えたことであります。その上で、新たな行財政改革大綱及び推進計画に基づく人件費の抑制や経常経費の削減など、実施計画の着実な推進とのバランスを考慮して、事務事業の選択と集中を図り、安心とぬくもりのある地域社会の実現といった分野へ重点的に予算配分を行うほか、頑張る人や地域、産業を応援するための支援策として、ソフト事業を含めた事業展開を進めていくための予算化を行いました。

特に中国横断自動車道尾道松江線開通を契機とした観光交流の促進や産業の振興、景気対策に重点を置いた事業の展開を図ってまいります。

全体的には、後年度負担に配慮しながらも、市民生活を支援する事業に最大限予算配分をし、基幹プロジェクトや新たな計画づくりも組み込んだ上で、本市の将来の発展につながる各施策が着実に実行できる予算としました。

次に、平成24年度予算の概要について申し上げます。

平成24年度の予算規模としては、一般会計は、平成23年度当初に比べて2.6%減、10億1,700万円減額の384億3,000万円となっております。これは、補助費が繰出金が増加する一方、人件費、扶助費、公債費の義務的な経費や物件費、普通建設事業費が減少したことによるものであります。

8つの特別会計については、平成23年度当初と比べて1.6%の増、188億8,526万2,000円となっております。

一般会計と特別会計、さらに2つの企業会計を合わせた市全体の予算額は、0.4%の減、687億2,462万7,000円といたしました。

歳出の特徴としては、義務的経費のうち人件費については、職員の給与費の減等により、一般会計で0.7%の減となっております。

また、扶助費については、子ども手当や生活保護に伴う給付費の減などにより4.6%の減となりました。

公債費については、0.3%の減となっております。

投資的な経費については、市民ホール整備事業費、新庁舎建設事業費や子育て環境整備などを計上しました。

一般会計の平成24年度末の地方債残高の見込みは、前年度末に比べ1.3%の減、8億2,928万5,000円の減額の631億3,036万6,000円となる見込みであります。

そのほか、特徴的なものとしましては、土地開発公社の解散に向け、公社所有の用地約7億2,000万円を財政調整基金の取り崩しにより買い戻そうとするもので、当初は第三セクター等改革推進債を活用する方針でありましたが、その償還利子が5,000万円以上かかる見込みであることや、今後の財政運営がますます厳しくなることなどを考慮し、後年度負担を軽減するためにも、土地開発公社の債務をすべて解消をすることといたしました。

次に、施策の重点方針について申し上げます。

生活最優先都市三次の実現に向けて、財政健全化とのバランスを図りながら、限られた財源を真に必要な事業に重点配分し、本市が前進していくための施策を展開してまいります。

新たなまちづくりに向けた政策重点指針として、「がんばる」、「あんしん」、「ぬくもり」の3つのテーマと豊かな教育、国際交流を掲げており、その主要な施策について御説明を申し上げます。

1つのテーマ、がんばるまちづくりであります。

人口減少・少子・高齢社会の到来に加え、経済活動の厳しい状況が続いている今日、頑張っている人や頑張っている地域、頑張っている事業への支援を行うことが活力ある三次市の発展につながります。今こそ、がんばるまちづくりに向けた政策的な取り組みが必要であると考えております。

平成26年度に全線開通が見込まれる中国横断自動車道尾道松江線を契機とした地域の活力を増進する施策や、雇用を創出する事業の具体的な取り組みを進めてまいります。

平成24年度中には、三次以北の松江自動車道が開通予定であることから、戦略的観光交流推

進事業として、市への誘客のための案内看板設置や観光交流情報の収集、発信、着地型観光開発への取り組みなどを強化し、交流人口の拡大と観光客の増加を図ってまいります。

また、酒屋総合交流施設整備に向けた基本計画を作成してまいります。

みよし運動公園の施設を生かしたスポーツ合宿や研修といった滞在型のスポーツ交流事業を推進し、スポーツの町の実現を目指します。

三次町活性化検討業務では、歴史、文化、町並みなどの地域資源を生かしたまちづくりの具体化に向けた検討を地域住民の皆さんとともに行ってまいります。

企業誘致については、中国横断自動車道尾道松江線と中国自動車道とのクロスポイントとなる地の利を最大限に生かした誘致活動を戦略的に行ってまいります。このため、企業誘致課を市長直轄とし、営業に特化した取り組みを実施してまいります。

とりわけ、三次工業団地3期への誘致活動としては、事業者である広島県との連携をさらに強め、一体的な誘致活動の推進の中で、トップセールスや企業動向の調査、立地セミナー、企業訪問など、情報収集と誘致活動を効果的に行ってまいります。

道の駅整備については、平成23年度に行った具体化調査の結果に基づき、農業を中心とする地場産業の育成と新たな交流人口の獲得を図るための方向性を検討してまいります。

新たな地域振興及び産業振興の対策として、がんばる地域支援では、過疎、高齢化等の社会情勢の急激な変化による地域課題を克服する地域力の創造を支援します。

がんばる地域・産業施設整備支援事業では、産業、自然、文化、歴史、景観等のすぐれた地域資源を生かし、交流人口の拡大と地域活力の創出に必要な施設整備を支援してまいります。

がんばる産業支援では、農業、商工業等の産業分野における新たな事業展開や農商工連携等による商品開発など、新規ビジネスの展開へつながる事業を支援してまいります。

地域活力を創造するための自治活動支援交付金や活力ある地域づくり総合支援事業補助、地域集会施設整備等事業補助は継続して実施していきます。

農業振興については、元気な農業の里づくりを事業として、地産地消の推進や担い手農家の育成、アスパラガスの産地化を図ってまいります。

和牛・酪農の里づくり事業では、和牛の改良推進や畜産経営への支援を拡充してまいります。

有害鳥獣被害防止対策は、防護さくの設置に対する助成や駆除活動とあわせて、引き続き効果的な対策を講じてまいります。

農地・水・環境保全向上対策交付金については、国土保全の観点から、農地や農業用水等の資源を守り、環境保全に向けた先進的な活動支援を拡充してまいります。

林道整備については、地域住民の利便性の向上や森林資源の利活用、森林の持つ多面的な機能の維持、増進のため、拡充してまいります。

商工業の振興については、中小企業支援策として、預託融資制度や利子補給事業等による経営の安定化、資金の円滑化を図ります。

雇用・労働対策として、就労相談、面接会や各種の職業教育訓練講座などを実施し、中小企業の人材育成や求職者の就業支援を継続して行ってまいります。

さらに、景気対策として有効なリフォーム補助事業も継続して行います。

定住促進対策としては、地域おこし協力隊員による地域協力活動事業や長期宿泊体験協議会への補助を行ってまいります。

次に、まちづくり基幹プロジェクトについてであります。

市民ホールの建設については、平成24年度では実施設計、用地買収、造成工事に着手し、年度末には建設工事の発注を行って、平成26年秋の工事完成を目指してまいります。

都市計画道路上原願万地線整備は、昨年11月には市の発注部分の橋面工に着手しており、本年6月に国土交通省分の橋梁上部工が完成後、8月中旬の供用開始を目指してまいります。

三次駅周辺整備事業については、平成23年度に着手した南北自由通路、駅南広場などを完成させ、駅の南北を結ぶ新たな歩行者の動線を確保してまいります。

また、JR西日本広島支社と新たな駅舎等の整備に向けた合意形成を目指してまいります。

さらに、広島県による国道183号の改良事業との一体的な事業効果が図られるよう、引き続き相互協力のもと、用地買収を進めていきます。

みらさか土地区画整理事業については、前年度の地元合意を受け、年次計画に基づく着実な事業展開を図ってまいります。

新庁舎整備事業については、本年1月に策定した三次市新庁舎建設基本計画に掲げる4つの基本理念、市民ニーズに対応した行政サービスの提供、市民生活のセーフティネットとしての役割、市民協働の推進、市民に親しまれる建物を前提とし、平成24年度には基本設計、実施設計及び本館の解体工事などを予定しております。

財源としては、合併特例債の活用を予定しており、市の財政負担を最小限に抑えてまいる所存であります。

次に、新たな調査研究や計画づくりについてであります。

水辺の楽校構想策定事業では、河川を生かしたまちづくり、親水環境の整備に関する基本構想を策定してまいります。

地域活性化など調査研究事業では、三次市の未来を創造するために必要な地域活性化対策の具体的な調査研究を行ってまいります。

食育推進計画第2次策定業務では、現計画の成果と課題を検証し、食育を一層推進するための基本計画を策定してまいります。

健康増進計画第2期策定業務では、現計画の成果と課題を検証し、新たな健康増進の基本計画を策定してまいります。

2つ目のテーマ、あんしんのまちづくりであります。

東日本大震災発生から間もなく1年が経過しようとしていますが、いまだ復興には長い道のりと多くの課題が積み残されています。本市が行った被災地への支援は、医師、看護師、保健師、土木技師、税務職員などの派遣や救援物資の搬送、義援金や見舞金の送金などがあります。

また、昨年7月には、東日本大震災を教訓としたみよし防災プロジェクトを立ち上げており、平成24年度は防災行政情報伝達システムの見直しや実施設計、避難所の調査検討、自主防災組

織設立のための出前講座の開催、全支所への放射線測定器の配備など、市民の生命を守るための基本となる防災環境生活基盤の整備を進めてまいります。

学校の耐震整備予算を拡充し、十日市中学校、三和中学校、八次小学校、布野小学校の耐震化工事を行い、三良坂小学校を除くすべての小・中学校の耐震化工事を平成25年度までに完了させていただきます。

また、川地保育所、東光保育所の耐震化工事を行い、安心して保育が受けられる環境整備を進めてまいります。

地域公共交通対策については、実態調査を行いながら、効率的で利便性の高い公共交通の確保、維持に努めてまいります。

環境面については、再生可能エネルギーの活用等による二酸化炭素排出量の削減を進めていくために、住宅用太陽光発電設備設置補助やLED防犯灯設置補助を継続してまいります。

また、廃棄物処理対策として、ごみ焼却施設の基幹的な設備改修に着手し、施設の適正な管理運営を図ってまいります。

生活基盤の整備では、道路や上下水道の整備を進め、生活環境の向上に努めてまいります。

まず、道路改良や道路修繕については、生活最優先の視点で、必要性や緊急度の高い道路から順次効率的に整備を進めてまいります。

また、新規事業としては、市民ホール建設用地周辺や川地小・中学校周辺の市道整備の測量などに着手する予定であります。

水道事業では、市民の皆さんに安全で安心できる水を供給するため、給水区域の拡大、排水施設の整備、更新に取り組んでまいります。

水道未普及地域解消のため、粟屋、川西、河内地区の整備を進め、君田、布野、作木、吉舎、三良坂、三和、甲奴地区については、簡易水道事業により整備を図ってまいります。

下水道事業では、市民の皆さんの快適な環境づくりのため、処理区の拡大、処理施設の整備に取り組んでまいります。

三良坂処理区の一部及び三次処理区の南畑敷町、十日市地区の管渠整備を進めるとともに、三次水質管理センターの増設工事に着手してまいります。

また、布野水質管理センター増設工事のための実施設計も行ってまいります。

農業集落排水事業では、平成23年度で和知地区の整備を完了します。

小型浄化槽設置整備補助事業を引き続き実施し、公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、快適な生活環境の創造を図ってまいります。

3つ目のテーマは、ぬくもりのまちづくりであります。

男女共同参画の推進につきましては、男女共同参画第2次基本計画に基づき、施策・方針決定過程への女性委員の登用や男女の均等な雇用、ワーク・ライフ・バランスの環境づくりや地域社会における男女共同参画推進の人づくりなど、あらゆる分野での男女共同参画を一層推進してまいります。

本市の未来を担う子どもの育成や将来にわたって安心して生活できるための環境づくりとし

て、子育て、福祉・医療の充実を図ってまいります。

子育て支援策としては、乳幼児から中学校3年生までの児童・生徒に対して医療費の無料化の継続や、みよし運動公園内に新たに大型遊具を増設し、子育て世代のニーズにこたえてまいります。

留守家庭児童に対して、地域社会の中で心豊かに健やかにはぐくまれる環境づくりや健全育成を図る対策として、放課後子ども教室や放課後児童クラブを継続してまいります。

保育所民間委託を継続する東光保育所では、これまで市内の保育所になかった新しい保育サービスが実施され、延長保育をこれまでの1時間から2時間とし、最長で午後8時30分までとします。また、年間を通して、日曜、祝日の休日保育、ゼロ歳児保育や一時預かり、特定保育を実施する予定にしております。

そのほか、新たな民間委託をするため、関係する保護者への理解を得ながら協議を進めてまいる考えであります。

介護予防対策として、介護予防事業参加促進モデル事業では、高齢者が介護予防の事業へ参加しやすいよう、交通手段の確保に向けた支援を新たに行ってまいります。

介護予防を目的とした高齢者トレーニング教室の充実を図るとともに、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防など日常的な介護予防を目的とした元気はつらつ教室を市内全域で行ってまいります。

なお、介護事業の施策を行う上で、要介護認定者の増加や施設整備に伴う介護サービスの利用料の増加により保険料の増額をお願いすることになりますが、市民の皆様には御理解をいただきたいと思っております。

障害者福祉の充実を図るため、社会福祉法人等が整備する小規模なグループホームやケアホームの施設建設に対する初期開設準備等経費の補助制度を創設してまいります。

市立三次中央病院の医療機器・施設整備の拡充を図り、安心して医療が受けられる環境づくりに努めてまいります。

平成25年度から、入院患者数と看護師の割合を10対1から7対1とする改革を進めており、質の高い看護の実施を目指してまいります。

政策重点指針の最後は、豊かな教育・国際交流についてであります。

教育委員会では、平成24年度から平成33年度までの10年間を見通したみよし教育ビジョンを本年3月に作成する予定であります。みよし教育ビジョンでは、本市の教育理念を「夢に向かって挑戦し、自立を図るとともに、他者と協力し、進んで住みよい社会の実現に貢献する心豊かでたくましい人づくり」としております。

三次の将来を担う子どもたちを育てるためには、学校や家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、一人一人の子どもたちが意欲的に学べる環境の整備や地域の文化や歴史を伝え、三次に生まれてよかったと誇りを持てる子どもたちを育てる教育は必要であります。まちづくりは人づくりでもあります。教育の重要性を見詰め直し、未来につながる子どもたちを育てる施策を進めてまいります。

学校教育では、明るく元気な三次の子どもの育成を目標に掲げ、確かな学力である知育、豊かな心の徳育、健やかな体の体育のバランスがとれた児童・生徒の育成に向けた知・徳・体向上三次プランや少人数学級実現のための市費教員の採用、地域や児童・生徒の実態に応じた学校独自の豊かな教育内容の想像や教育活動を支援し、児童・生徒の学習意欲の喚起と学力向上につなげるために、特色ある学校づくりを拡充してまいります。

小中一貫教育の推進においては、みよし教育ビジョンで示した子どもを育てるために三次独自の内容を創造し、地域の教育力を生かしながら、義務教育9年間を一貫とした教育方針に基づいて教育する推進体制を整備します。

三良坂小中一貫校の整備では、基本設計、実施設計や用地買収を行ってまいります。

子どもが安心して教育が受けられるために、学校の警備機器と防犯カメラの一体化による学校セキュリティ対策の向上を図ってまいります。

酒河小学校の就学児童の増加に伴い、教室等の施設整備の増築に向けた実施設計を行い、平成26年度の供用開始を目指してまいります。

社会教育では、魅力あるスポーツ・文化の創造及び振興を図る目的としたスポーツの町活動補助制度を創設し、スポーツ・文化振興に補助を継続してまいります。

環境整備としては、十日市親水公園グラウンドゴルフ場の拡張整備を行ってまいります。

次に、国際交流の推進では、友好姉妹都市提携記念事業として、中国雅安市雨城区、韓国泗川市、インド・ハイデラバード市との公式行事を行うなど、友好関係をさらに深化させていきます。

また、新たな豊かな国際感覚育成事業により国際感覚を養い、国際的に活躍できる子どもたちの育成を図るため、高校生の海外派遣事業への補助を創設してまいります。

本市の主要な施策の推進に当たっては、国や広島県との連携が重要であります。国との関係におきましては、中国横断自動車道尾道松江線の整備や河川改修、河川環境整備、上原願万地線整備事業、さらには社会資本整備総合交付金実施事業として市民ホールの建設事業や三次駅周辺整備事業を実施するなど、国の機関と連携を進めながら事業を進めてまいり所存であります。

広島県との関係におきましては、国道183号や375号を初めとした国道、県道の整備、幹線林道では、比和新庄線の布野ー作木区間に続き、君田ー布野区間の整備が始まります。また、県営備北南部地区広域営農団地農道の整備が進んでいます。

そのほか、広島県地域医療再生臨時交付金による休日夜間急患センターの整備、県営三次工業団地3期の誘致活動などの連携を一層強化していきます。

また、広島県は、平成24年度から2カ年間、過疎市町を対象とした未来創造支援事業という産業振興策を打ち出しています。本市の事業も採択を受け、企業誘致、雇用対策を柱としたさらなる産業集積による県北の中核都市としての機能をより高めるため、引き続き広島県と連携して地域づくりを進めていきます。

次に、行政改革の推進について申し上げます。

新たなまちづくりに向けた「がんばる」、「あんしん」、「ぬくもり」の3つのテーマと豊かな教育・国際交流に掲げた重点施策を実施するためには、徹底した行財政改革を推進しなければなりません。そのため、効率的な行財政改革を断行するための新たな行革推進特別対策本部を組織し、行財政改革の進捗状況の把握を行いながら、組織や事務の簡素・効率化による財政基盤の強化と、市を構成するみんなの役割分担による新しい公共の構築を目標に、行財政改革を着実に実行していく所存であります。

市のホームページ等により進捗状況を市民の皆さんにお伝えするなど、情報公開を徹底するとともに、透明性の確保と適切な行政運営を維持するために、個別外部監査の実施や補助金等審委員会を設置してまいります。

今後の健全な財政運営を堅持するため、人件費の抑制や内部管理経費の削減、市長・教育委員会・部長交際費の廃止など、あらゆる手だてを講じていく所存であります。

終わりに当たりまして、市長に就任して初めてとなります施政方針をお示しするとともに、具体的な施策について御説明を申し上げました。

当面する諸課題に適切に対応し、限られた財源を必要なことに使い、未来につながる事業を推進していくことが大切であります。新たな事業への積極的な取り組み、必要な事業には思い切った拡充を図りながら、三次市が前進していくための施策を推進し、市民の皆さんとともに魅力と活力あるまちづくりの実現を目指してまいりたいと考えております。

三次に生まれてよかった、三次に住んでよかった、これからもずっと住み続けたい、さらには住んでみたいと実感できるふるさと三次の実現に向け、前進し続けるという強い意志を持って市政を運営していく所存であります。

今後とも、議員各位を初め市民の皆さんの格別なる御協力と御支援をお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議会運営委員長報告

○議長（木村春雄君） 日程第3、議会運営委員長報告を議題といたします。

報告を求めます。

（議会運営委員長 國岡富郎君、挙手して発言を求めらる）

○議長（木村春雄君） 國岡議会運営委員長。

〔議会運営委員長 國岡富郎君 登壇〕

○議会運営委員長（國岡富郎君） 議会運営委員会から、議会報告会について御報告申し上げます。

三次市議会は、徹底した議会情報の公開、市民参加型議会の実現、政策提案型議会の実現という3つの柱を基本に議会改革に取り組んでまいりました。

三次市議会が目指す議会改革、議会活性化の基本となるのが議会報告会の開催であります。

第5回目となります今年度の議会報告会は、従前に引き続き、住民組織を単位とする19会場において、平成23年11月17日から25日までの期間、議員が4つの班を編成し、開催してまいりました。

報告会は、第1部と第2部に分けて構成し、第1部では議会改革の取り組み状況及び新庁舎建設、(仮称)三次市民ホール建設事業、三次長寿村の経過と三次駅周辺整備事業の4件の重要案件について説明した後、出席者の皆さんから質疑を受け、第2部では、議会運営や議員活動及び市政全般についての意見や提言を受けるという内容で実施いたしました。

意見交換会においては、議会運営に対する提言、要望等について、数多くの御意見をいただき、議会の責務として、議決機関としての機能にとどまらず、監視機能の強化、議決責任のあり方、政策提案型議会の実現など、二元代表制のもとでの議会の基本的姿勢、議員個々のさらなる資質の向上を厳しく求められた議会報告会でもありました。

本委員会では、議員全体会議を開催して、議員全体でこのことを共有し、今後の議会運営、議員活動に反映していくことを確認するとともに、これまでの開催状況を踏まえ、名称、開催単位、開催方法等、この報告会のあり方を根本的に見直し、議会の説明責任、情報公開、市民参加による政策づくりが達成できるよう、内容を充実させていくこととしました。

議会の政策提案能力の向上のためには、議会情報の公開を前提とした市民参加が不可欠であります。その意味からも、議会報告会は、市民と議会との直接対話の場として、議会改革の原点とも言うべき重要な取り組みの一つであり、今後もさらなる内容の充実に努め、議会としての説明責任を果たし、開かれた議会の実現に向け、より一層努めてまいります。

以上、議会報告会についての委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長(木村春雄君) 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行財政改革調査特別委員長報告

○議長(木村春雄君) 日程第4、行財政改革調査特別委員長報告を議題といたします。

報告を求めます。

(行財政改革調査特別委員長 竹原孝剛君、挙手して発言を求め)

○議長(木村春雄君) 竹原行財政改革調査特別委員長。

[行財政改革調査特別委員長 竹原孝剛君 登壇]

○行財政改革調査特別委員長(竹原孝剛君) おはようございます。行財政改革調査特別委員長報告を行います。

これまでの委員会審査の経過と今後の本市の行財政改革推進に対する意見について申し上げます。

まず、委員会審査の経過について申し上げます。

9人の委員をもって構成する本委員会は、平成21年3月定例会において設置され、行財政改革について付託をされたところであります。

以来、これまで16回の委員会を開催し、三次市行財政改革推進計画(後期計画)の各取り組み項目の効果、効率性を含め、その進捗状況の確認を行い、平成23年度からの推進計画については、その実効性や効果等につき、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査し、その都度一定の指摘等を行ってまいりました。

特に、昨年6月には、平成23年度から26年度までの4年間を計画期間とする行財政改革大綱及び推進計画策定に関し、多様な見地から幅広く意見を述べることにより、改革に向けての方向づけを明確にするための7つの重点項目、区分による35項目の提言書を取りまとめ、提出したところであります。

次に、今後の行財政改革推進に対する意見について申し上げます。

本市において、昨年12月に、51の取り組み項目から成り、その比較削減効果を約10億円とした三次市行財政改革推進計画を策定されました。この推進計画においては、市民、学識経験者の意見も含め、市議会からの提言に基づき、取り組み項目の設定や実施手法の検討がされております。

あわせて、提言により、全職員の共通認識による計画推進に向けた研修会を実施されるとともに、推進体制の整備として、本年4月から総務部内に行財政推進特別対策本部を新設し、推進計画の行政総体としての着実な実施を図られることにつきましては、大いに評価をするところであります。

一方、現状は、歳入環境は厳しさを増していることに加え、普通交付税の合併特例加算措置が平成27年度から段階的に廃止され、約30億円が減額になる見通しであり、効果的で持続可能な行政サービスを提供していくためには、限られた資源を有効に使い、創意と工夫により市民満足度を高め、これ以上の行財政改革推進の取り組みが必要と考えます。

これらの状況の中、委員会として、次のとおり意見を申し上げます。

1、推進計画の実施においては、全職員一体となった強力な推進を図られ、実効性のあらわれる取り組みとされたい。

2、計画の進捗状況の徹底を図るとともに、定期的な検証と実態調査等により、見直しの実施も含め、着実な目標達成を図られたい。

3、推進計画の実施に当たっては、普通交付税優遇措置終了後の財政基盤の確立を見通した推進を図られたい。

4、推進計画内容や進捗状況等の市民への周知をわかりやすくあらゆる手段を講じて行い、市民の協力が得られるように、行政としての説明責任を果たされたい。

5、すべての職員が同じ目的を持ち、納得して事業推進が行えるよう、研修の継続等を通じて職員の認識の統一を図られたい。

意見は以上5項目であります。効果的で良質な市民サービスを最少の経費で提供できるシステムの構築を図られ、市民生活の安全・安心を基軸として、市民の負託にきめ細かくこたえることのできる行財政運営を遂行すべく、不断の決意を持って事業推進されることを切望いたします。

最後に、行財政改革の必要性にかんがみ、市議会として今後も引き続き調査研究していく必要があることを申し添え、行財政改革調査特別委員長報告といたします。

○議長（木村春雄君） 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第5 三次市新庁舎建設調査特別委員長報告

○議長（木村春雄君） 日程第5、三次市新庁舎建設調査特別委員長報告を議題といたします。  
報告を求めます。

（三次市新庁舎建設調査特別委員長 篠原多恵子君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 篠原三次市新庁舎建設調査特別委員長。

〔三次市新庁舎建設調査特別委員長 篠原多恵子君 登壇〕

○三次市新庁舎建設調査特別委員長（篠原多恵子君） 皆さんおはようございます。

三次市新庁舎建設調査特別委員長報告として、これまでの委員会審査の経過等について申し上げます。

本特別委員会は、平成23年9月定例会において10人の委員をもって設置され、以来精力的に委員会を開催し、新庁舎建設について調査研究を重ねてきたところでございます。特に、新庁舎建設基本計画案の策定に関しては、非常に短い期間で、また全く白紙の状態からではありましたが、各委員が思い描く新庁舎の姿、建設事業のあり方などについて意見を出し合い、さきの12月定例会において建設基本計画に関する意見として中間報告したところであります。

市においては、この中間報告と新庁舎建設事業市民懇話会から出された提言書等を参考として、基本理念、基本方針、新庁舎の規模等を示した新庁舎建設基本計画案を取りまとめ、昨年末からパブリックコメントを実施されました。そのパブリックコメントにおいては26件の御意見等が寄せられ、その内容を踏まえて項目を追加し、本年1月17日に新庁舎建設基本計画が策定されたところでございます。

現在、新庁舎建設基本設計業務の業者選考が行われておりますが、分散している部署の具体的な集約、駐車場用地の確保、仮庁舎への移転等々課題は山積しており、委員会審査で各委員が述べましたように、できるだけ早い段階で情報を提供し、レイアウト等についても、市職員を含めて広く市民の意見を聞き、より市民が利用しやすい庁舎が建設されることを切望いたします。

最後に、新庁舎建設は市の重要な事業であり、真に市民のための施設となるよう、今後も市議会として調査研究していく必要があることを述べさせていただきます、新庁舎建設調査特別委員長報告といたします。

終わります。

○議長（木村春雄君） 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第6 平成23年 請願第4号 「幼稚園・保育所・小中学校における給食の放射能対策について」の 取下げの件

○議長（木村春雄君） 日程第6、平成23年請願第4号「幼稚園・保育所・小中学校における給食の放射能対策について」の取下げの件を議題といたします。

本件については、請願者から取り下げたいとの申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 御異議なしと認めます。

よって平成23年請願第4号は取り下げを許可することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

報告第2号 専決処分の報告について(訴えの提起について)

報告第3号 専決処分の報告について(訴えの提起について)

報告第4号 専決処分の報告について(訴えの提起について)

報告第5号 専決処分の報告について(訴えの提起について)

報告第6号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

○議長(木村春雄君) 日程第7、報告第1号から報告第6号までの専決処分の報告6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程となりました報告第1号から報告第6号までの報告6件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成23年11月24日に、三次市甲奴町西野40番地1地内、三次市甲奴支所駐車場において発生した立て看板が倒れたことによる車両破損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額3万7,958円を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第3号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第4号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第5号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第6号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成23年12月31日に、三次市甲奴町宇賀48番地地先、市道秋坂品線の路上で発生した横断溝のグレーチングによる車両破損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額2万7,315円を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

○議長（木村春雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告6件は、地方自治法に基づき指定された専決処分であり、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）**

○議長（木村春雄君） 日程第8、報告第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（木村春雄君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第7号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第7号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に施行されたことに伴い、関係条例である三次市税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年12月28日付で専決処分をいたしました。よって同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めます。

その主な内容は、市民税の東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に関し、災害により生じた住宅や家財の損害にかかわる災害関連支出につきまして、1年を超え3年以内に支出されるものを加えるものでございます。

以上、報告1件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木村春雄君） 質疑を願います。

（4番 新家良和君、挙手して発言を求め）

○議長（木村春雄君） 新家議員。

○4番（新家良和君） 御説明いただいた文書の記載と解釈について御質問いたします。

報告第7号専決処分第9号の三次市税条例の一部改正する条例ですけれども、文面の上から5行目から6行目にかけて、「平成24年度以後の年度分」の次に、「で当該損失対象」以下これを追加すると記載をしてありますが、条例新旧対照表で説明してありますページ10ページの文言では、「平成24年度以後」の次に追加文書が記載をしてあります。今回のこの内容と新旧対照表との食い違いについて、どちらが正しいのか御説明をいただきたいと思います。

（財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 中原財務部長。

○財務部長（中原 環君） 雑損控除の適用と申しますか、現在やっております東日本大震災に係る部分の雑損の適用について、現在は1年間という規定でございますけれども、これを3年まで対象期間を延長しようということでの条例改正でございます、「24年度以降の年分の市民税に係る条例の規定の適用については」というふうになっておりまして、これが現行でございますけれども、新しい部分につきましては、当該損失対象金額はそのままの平成24年度以降で当該損失対象金額が生じた年の末日に属するというふうになっておりますけれども、いわゆる損害を受けた年は平成23年3月11日でございます、所得というのは毎年違ってまいります。ですから、23年の災害に対して、その雑損控除を受ける年分というのは平成23年分の申告は24年度になって受けるわけですが、それを、これまでは既に平成22年の損失というふうにみなすということで、既に22年分の所得申告、いわゆる昨年の所得申告が適用をされておったわけですが、それを平成24年度以降の申告においても適用するために、いわゆるその年に損失が生じたものではないという逆の規定を改正分のほうではしているということでございます。

ちょっとわかりにくい説明になったかもわかりませんが、そういう意味で、非常にこの改正分については読みにくい部分がございますので、その点御理解いただきたいと思います。

（4番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 新家議員。

○4番（新家良和君） 長々と説明いただきましたけど、私が聞いた趣旨は、報告第7号で示されたこの文案と新旧対照表で書かれた文案が違うのはなぜかといったことを聞いてとんであつて、制度の中身については特に質問しておりません。どちらが正しいのかということでお答えください。

（財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 中原財務部長。

○財務部長（中原 環君） ちょっと後ほど回答させていただきます。

○議長（木村春雄君） ほかに質疑はありませんか。

（5番 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 福岡議員。

○5番（福岡誠志君） 私も、報告第7号専決処分第9号について質問させていただきたいと思

ますけれども、これは三次市税条例の一部を改正する条例ということで、本来であるなら議会議決事項であるというふうに考えております。

そこで、このたび専決処分ということで措置をされておりますけれども、この経緯について詳しい御説明をお願いしたいというふうに思います。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 今回専決の処分をさせていただいた理由は、先ほども提案理由の中で申し上げたと思うんですが、昨年12月に地方税法の改正がございまして、この改正の適用を受けて、申告を受けるということのほうが申告される、いわゆる納税者の方にとって説明しやすいといえますか、納得しやすいということもあって、この際専決処分をさせていただいて、今月から3月の中盤までの申告期間内にこれらの申告があった場合は適用できるようにということで専決をさせていただきました。

(5番 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 福岡議員。

○5番(福岡誠志君) 理由はよくわかるんですけども、この間、この改正のされたその条例をどうやって市民に周知するかといったところも大きな問題だろうと思います。これは、もう2月から確定申告が始まっているということでのやむを得ない形の事務の執行ということだったと思うんですけども、やはりこういったことをしっかりと、専決処分をするならば、市民の皆さんに対して周知をするという必要があるというふうに思いますが、その点についてはどのような形で周知をされたのか伺いたいと思います。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 周知については、改めてといいますか、例えば広報等での周知ということはいたしておりません。あくまでも東日本大震災でそれぞれの損害をこうむられた方ということでありますので、現在のところ、私のほうもこの申告期間中にこういった雑損控除の申請があったという報告は受けておりませんので、あくまでもこれは、それぞれ申告を受ける段階で、当然三次市も、また税務署のほうも、申告を受ける段階でこういった適用がある旨の説明というのはしておるはずですので、漏れはないと思いますし、仮に申告で対象とならなかった方が後ほどそういった申し出をされた場合があっても、それは十分対応できるとっております。

以上でございます。

○議長(木村春雄君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 中原部長、先ほどの分はもう少し後。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第7号については、三次市議会会議期規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 御異議なしと認めます。

よって報告第7号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 討論なしと認めます。

これより報告第7号を採決いたします。  
中原部長、どのぐらいかかりますか、答弁。  
(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 提出議案資料のほうとの差異の部分だと思うんですが、この専決処分第9号に示しております三次市税条例の一部を改正する条例案、こちらの改正条例分のほうが正しいということであります。

(4番新家良和君「理解できません。もうちょっとはっきり」と呼ぶ)

○議長(木村春雄君) それでは、この際暫時休憩いたします。

時間は、追ってお知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時24分——

——再開 午前11時44分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(木村春雄君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8の報告第7号についての新家議員の答弁を求めます。新家議員の質問に対しての答弁を求めます。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 中原財務部長。

○財務部長(中原 環君) 大変申しわけございません。議会を中断して、責任感じておりますが、結論から申します。

今お手元に配付をさせていただいた10ページ、11ページの報告第7号の新旧対照表については、先ほど改正条例分のほうが正しいと申しましたのであれですが、それに係る形で修正を加えたものを今配付をさせていただきました。まことに申しわけございませんでした。

新家議員がおっしゃいますように、10ページについて、「平成24年度」のところで切れて、いってございましたけども、ただいま配付をさせていただきましたものについては、「平成24年度以降の年度分」というところで切って、改正案のほうへつないでいくという内容でございます。

す。

先ほど私がこの制度の改正の内容について御説明を申し上げましたが、内容についてはそのとおりでございまして、この改正案と、条例案と新旧対照表、そごがございました。大変御迷惑かけました。申しわけありませんでした。

○議長（木村春雄君） 今中原財務部長から御答弁をいただきましたが、この件につきましては、そういう答弁のあったわけですが、再度この件につきましては質疑に戻りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

再度、じゃあ質疑をお受けしたいと思います。された方でももう結構ですから、よろしく願いします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第7号については、三次市議会会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって報告第7号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 討論なしと認めます。

これより報告第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第7号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって報告第7号は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第22号 三次市公共施設等整備基金条例（案）

議案第23号 三次市有林条例（案）

議案第24号 三次市防災会議条例及び三次市水防協議会条例の一部を改正する条例（案）

議案第25号 三次市職員の勤務条件の見直しのための関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第26号 三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第27号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第28号 三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例  
(案)

議案第29号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第30号 三次市介護保険条例の一部を改正する条例(案)

議案第31号 三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例  
(案)

議案第32号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)

議案第33号 三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第34号 三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)

○議長(木村春雄君) 日程第9、議案第22号から議案第34号までの条例改正案等13件を一括議題  
といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま上程になりました議案第22号から議案第34号までの議案13件に  
ついて一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第22号三次市公共施設等整備基金条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、市が所有する公共施設、公用施設等の整備を円滑に推進することを目的として、そ  
の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき基金を設置しようとするもの  
であります。

次に、議案第23号三次市有林条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、市有林の管理経営について、三次市森林整備計画に基づき適切な管理及び施業を行  
うため、関係条例であります三次市有林野管理条例の全部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、森林整備計画に基づく施業、市有林の分収契約に関する事項等について規  
定しようとするものであります。

次に、議案第24号三次市防災会議条例及び三次市水防協議会条例の一部を改正する条例  
(案)について御説明申し上げます。

本案は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平  
成23年12月27日から施行されたことに伴い、関係条例である三次市防災会議条例及び三次市水  
防協議会条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、三次市防災会議条例において、三次市防災会議の所掌事務に三次市水防計  
画を調査審議することを加えるもののほか、関係条項の移動等であります。

次に、議案第25号三次市職員の勤務条件の見直しのための関係条例の整備等に関する条例  
(案)について御説明申し上げます。

本案は、行政課題に的確に対応できる組織を整備するため、非常勤特別職の新設等及び病気

休暇を取得する職員に対する規定の見直しに伴い、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、三次市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び三次市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、専門性の高い人材の雇用が可能となるよう、非常勤特別職の職名を新設し、また断続的に病気休暇を取得する職員の適切な管理を行うため、制度の見直しを行おうとするものであります。

次に、議案第26号三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市郷川集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市地域集会所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表から三次市郷川集会所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第27号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、建築確認申請等の手数料の見直しに伴い、三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、建築基準法等関係法令の改正に伴う審査事務量の増加に伴い、建築確認申請等の手数料を増額しようとするものであります。

あわせて、附則において、市営住宅等に係る延滞金の徴収方法を他の条例で規定する徴収方法に統一することに伴い、三次市営住宅設置及び管理条例ほか4条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第28号三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、志和地小学校の統合等により学校給食共同調理場等を再編成することに伴い、関係条例である三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、十日市及び川地学校給食共同調理場を単独の調理場とし、現在単独の八次小学校給食調理場を共同調理場に変更しようとするものであります。

次に、議案第29号三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市酒屋老人集会所、三次市光清老人集会所及び三次市上敷名老人集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第30号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、第1号被保険者の保険料の見直しに伴い、関係条例である三次市介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、平成24年度から平成26年度までの介護給付等対象サービスの見込み量等に基づき保険料額の改定を行うとともに、保険料率について、現行の6段階を8段階に変更するなどの見直しを行おうとするものであります。

次に、議案第31号三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、指定ごみ袋の種類を新たに追加することなどに伴い、関係条例である三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、別表第3に、燃やせないごみ及び資源物に係る指定ごみ袋の種類を追加しようとするものなどであります。

次に、議案第32号三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、工場等の設置奨励措置として水道助成金を新たに追加することに伴い、関係条例である三次市工場等設置奨励条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、等価固定資産総額、新規雇用労働者数等の要件を満たす事業者に対しまして、各年度1,500万円を上限として、水道使用料の2分の1を助成する規定を加えようとするものでございます。

次に、議案第33号三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市三次町本通り小公園の整備に伴い、関係条例である三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、別表第1に三次市三次町本通り小公園を追加しようとするものであります。また、その後地元協議等を行った上で、指定管理施設にしようとするものであります。

最後に、議案第34号三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、医療法の一部改正により、市立三次中央病院の診療科目を変更することに伴い、関係条例である三次市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、糖尿病・代謝内分泌内科の新設、放射線科から放射線治療科及び放射線診断科への細分化、消化器科から消化器内科等に変更しようとするものであります。

以上、議案13件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木村春雄君） 質疑を願います。

（4番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 新家議員。

○4番（新家良和君） 3点ほどお伺いいたします。

最初に、議案第25号三次市職員の勤務条件の見直しのための関係条例の整備でございますが、最後のページの第3条、三次市職員の給与に関する条例に関して、附則第9項中、「規則で定

める場合にあつては1年」を「規則で定める場合にあつては、それぞれ規則で定める期間」に改めるとありますが、それぞれ規則で定める期間とは具体的にどういう意味かお教えてください。

次に、議案第27号三次市手数料徴収条例の一部改正ですが、2ページ目の附則の項目の3項、三次市営住宅設置及び管理条例ほか4条例ございますけども、3項以降4条例ございますが、各附則の延滞金の特例の項目で、「おのおの当分の間」という記載がされております。この当分の間とはどのような期間を指すのか、お願いをします。

最後、3点目ですけども、議案第33号三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)、これの第2条ですけども、28条の2中、「三次市三次工業団地東公園及び三次市三次町本通り小公園」を「及び三次市三次工業団地東公園」に改めるとありますが、第1条のこの別表の内容と全く逆なところが記載されておりますが、これについて伺います。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) 最初に、職員の勤務条件の見直しのための関係条例の整備等に関する案件についての御質問でございます。

対象部分になりますけども、こちらにつきましては、疾病中の結核でありますとか、あるいは生理休暇等についてを言っておるものでございます。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 花本建設部長。

○建設部長(花本英蔵君) 失礼いたします。新家議員の御質問、2点ございます。

まず、議案第27号の関係、「当分の間」という表現でございますけども、これにつきましては、今回の改正によりまして将来的に不都合が生じるまでということで、具体的な期限は定めておりません。

そして、議案第33号の2条の関係でございますけども、ちょっとこれは複雑でございますが、一応いわゆる条例改正の方式といたしまして、2段ロケット方式というのを採用させていただいております。まず、第1条の別表で三次町の本通り小公園を設置管理条例に加えるというところでございます、別表第1で。その上の第1条のところで、28条のところで、この議案の第1条になりますけども、設置管理条例の第28条の2、指定管理者による管理というところがございまして、そこで、別表第1に掲げる施設のうち、現行条例の括弧書きで、「指定管理者管理施設から除く」という表現をしております。そういう「除く」と表現をした部分に三次町本通り小公園を追加していますので、除くというところで、結果的に、先ほど申しましたように、都市公園としては位置づけますが、指定管理者施設にはしないというのが第1条、この議案の第1条の中身でございます。それを受けて、第2条では、第28条の2、同じところなんですけども、指定管理者による管理というところで、同じく別表第1に掲げる施設のうち、現行条例の括弧書きで「指定管理者管理施設から除く」と表現した部分から三次町本通り小公園を削除しますので、言いかえれば指定管理の管理者の施設になり得るというところで、この2条では指定管理者管理施設になるという意味でございます。

(4番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 新家議員。

○4番(新家良和君) 第25号の三次市職員の給与に関する条例のところで、1年を期限として切つとるものを、それぞれ規則で定める期間に今回見直されていますが、それがどういう扱いになるのかと。1年がどういう扱いになるのかということを知りたいので、質問の趣旨について再度お答えください。

今、都市公園のところは、非常にややこしい説明を受けたんですが、私も手元にこの第28条の関係の資料を持っておりませんので、これ以上質問はできないんですけども、非常にわかりづらい、理解しがたい記載になっておりますので、できればその辺の注釈を盛り込むようなことを考えていただきたいと思います。

また、調べて、改めて個別にお聞きに伺います。

(総務部長 元廣 修君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 元廣総務部長。

○総務部長(元廣 修君) 先ほどの御質問についてでございます。

これまでございました結核性疾患による病気休暇等について、給与の半減期間を1年とする特例を今回廃止するというものでございます。これを規則のほうへゆだねるという部分でございますけども、現在の、この全体の改定後の部分につきましては、病気休暇90日、それから分限休暇等で最長1年と90日ということでございますけども、詳細にわたっては、規則のほうで今後再度整理をしていくということになるかと思っておりますけども。

それから、その後の、1年と90日の後には、分限ということで、無給での分限という期間が、それぞれ合わせまして3年を超えない範囲という基本的なものはございますけども、今後規則の中で整理をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長(木村春雄君) ほかに質疑ありませんか。

(18番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 竹原議員。

○18番(竹原孝剛君) 議案第28号三次市学校給食共同調理場及び管理条例の一部を改正する条例(案)についてお尋ねをしたいと思いますが、まず三次市の川地の学校給食共同調理場が単独になるというのは、志和地の小学校が合併されるということで理解できるわけですが、十日市の共同調理場を単独にして、なぜ八次の学校給食調理場が共同になるのかということがよくわからないのが1つ。

それから、この旨でもう地元説明が、酒河、八次のほうでもあったみたいですが、さも決定をされたように説明があったと。議会とすればどうなのかということ、議会としてはまだ決めておらんことでもありますし、提案上がったばかりで、議会軽視になるんじゃないかなというふうに思いますが、どういう説明がされて、保護者とすればもう決定事項でいたし方ないというようなことの説明だったということでもありますので、説明の仕方がどうだったのかということと、議会軽視になるんじゃないかなということが1つ。

それからもう一つは、酒河小学校の今度改修ということがありますが、酒河小学校へ単独の給食調理場を設置してほしいという要望が出とったと思います。これについては、いきなりの提案であったんで、地元説明のときに反論もできる時間もなかったし、考える余地もなかったんで、渋々了承みたいな話だったということですが、酒河小学校の単独の調理場をつくるという要望はどういうふうに理解をして、考えて、今後の、今すぐということではないでしょうが、今後どう思われているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、議案第30号で、説明、これも介護保険料の段階が8段階に変わるということで、改正案、現行6、この説明資料の中の36ページの保険料率が8段階に変わるということですが、改正案のほうには6料金表しかありませんが、これはどういうことか、ちょっとこれはお尋ねをしたいと思います。

以上であります。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 白石教育次長。

○教育次長(白石欣也君) 議案第28号の学校給食共同調理場の設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)につきまして、この内容についてですが、十日市の給食調理場を単独でして、今度八次を共同の給食調理場にしようという内容について、これはまず安全・安心な給食の実施という観点から、現在十日市の共同調理場については、879食食数があります。そして、酒河小学校の児童数も年々増加しているという状況がございます。そして、施設も、十日市の共同調理場は設備が老朽化しており、改善もあわせて検討はしておりますが、すぐに実施はまだできない状況もあります。逆に、八次の調理場については、現在食数、合計は576食ということで、こちらのほうは余裕があると。また、設備についても、平成21年度に炊飯設備の一貫整備をしております、新しい機器が入っておったということも含めて、このたび共同調理場の再編の中で、八次を共同の給食調理場にさせていただきたいということで提案をさせていただきました。

また、経費的な点につきましても、広島県では、児童数が550名に満たない単独調理場においては、これは県費で栄養士を配置できないという基準がございまして、八次小学校の児童数は529名で、このままでは単独で栄養士の配置ができないと。共同調理場になれば、その栄養士は県費で配置できるということがございます。

現在の状況は、今13ある調理場の中で、1名分は市費で栄養士の配置をしており、あと12名は県費で配置をしておるわけなんです。新年度は、川地が単独の調理場となる関係で、そこは市費で栄養士を採用していかなければならないと。このまま八次の場合を単独で置いておけば、その県費の対象にならないということもございまして、市費での栄養士の雇用がふえる可能性があるということで、それも含めて勘案し、八次の調理場については、酒河小学校の給食もあわせてつくる共同調理場としてこのたび設置をお願いしたいということでございます。

それから、地元説明会につきましては、2月に入りまして、酒河小学校、それから八次小学校について説明会を実施しました。説明の時期が遅くなったということで御指摘もいただいた

んですが、その点については大変申しわけありませんでしたということでおわびを申し上げましたが。

この中で、あくまでこれは条例改正案としてこういう形で教育委員会のほうでは考えておる内容ですということで、これで議会へ提案させていただきたいということで説明をさせていただいております。

また、酒河小学校単独での給食調理場ということにつきまして、従前からそういったお話はお伺いしておりますが、財政事情もございまして、先ほど単独の調理場を新たに作るということは、栄養士の雇用の問題も含めて難しい状況だと判断しております。

今後につきましては、学校給食調理場については、民間委託について、平成24年度、基本的に考え方を、計画をまとめていこうとしておりまして、その中で整備をしていきたいということで、酒河小学校においては、八次小学校分とあわせた共同の給食調理場で実施させていただきたいということでございます。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 森田福祉保健部長。

○福祉保健部長(森田和利君) 私から、議案第30号の介護保険料の条例についての御質問あった件にお答えさせていただきます。

まず、本文のほうの改正する条例案、ここの第4条には、現行までの6段階、これの改正分を載せて、改正しとるところでございます。そして、新たに今回2段階を、軽減策といたしまして設けましたものを、附則のところ、附則の第3号、4号、ここにこの追加となった2段階分を入れさせていただいておるわけでございます。36ページの説明資料には、附則の部分のそういった部分を省略になつとるものですから、そういう、ちょっとわかりにくかったと思います。

(18番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 竹原議員。

○18番(竹原孝剛君) 共同調理場の件なんですが、地元のやっぱりしっかり意見を聞くということをとせんと、酒河小学校の単独の要望というのは、昨年6月だったですか、要望があったと思うんです。ですから、この時期になって八次へ持っていきますよと、共同でやりますよと言われたら、地元のPTAも「はあ」という思いがあったです。ですから、やっぱりちゃんと地元説明ができて、理解を得ながら、こうした共同調理場の移動というのはやるべきだろうというふうに思いますし、それから財政事情と言われましたが、先ほど冒頭に次長が言われたように、安全・安心のやっぱり給食をするのに、やはり財政事情でいくのか、安全・安心の給食でいくのかというときには、やっぱり安全・安心の給食で、879が多過ぎるといふんなら、どこも単独ですりゃええじゃないですか。無理に共同にしなくてもいいわけですから、そこに、酒河小学校のPTAから言わせると、やはりそこでつくられた、温かいつくりたての給食が欲しいと。それから、要望も、今度は八次から距離がどのぐらいか、十日市と違うかしれませんが、運ぶのに、やっぱり従来の温度調節のないトラックで移動というか、運ぶんで、できれば温度

調節ができるような保冷库なり、保温庫がある分の車にしてほしいなどの要望もあったと思いますが、それらもぜひとも実現をするべきじゃないかなというふうに思いますので、検討をしていただきたいと思いますが。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 白石教育次長。

○教育次長(白石欣也君) 酒河小学校での単独の給食調理場については、御要望は十分把握してはるんですが、この新たに今の状況の中で建物をつくり、また単独で調理するというのは非常に難しいという判断でございまして、その中で、今の状況の中で安心・安全の給食を追求するというのであれば、十日市よりも、より余裕がある八次のほうで酒河小学校の給食をつくっていきたいというふうに考えた次第でございまして。

そして、地元の説明会の中で、議員がおっしゃったように、保冷・保温のきく車を新たに配置してほしいという御要望をいただきました。24年度すぐに実施する予算措置はしておりません。ただ、全体的な計画を見直す中で、後年度、そういった必要な車、また新しく設備、それからその調理場の温度設定が十分できるような空調設備等の改修を順次計画的に進めていきたいと考えております。

○議長(木村春雄君) ほかに質疑はありませんか。

(1番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 杉原議員。

○1番(杉原利明君) 失礼いたします。

議案第30号の三次市介護保険条例の一部を改正する条例案についてちょっとお伺いしたいんですけども、今回の値上げで、この3年間で失った基金というのはもう一回積み立てられるのかどうか、まずお伺いいたします。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 森田福祉保健部長。

○福祉保健部長(森田和利君) 介護保険の準備基金というのは、その年度その年度の集めました、徴収させていただきました保険料がその年度の介護給付費に相当する率に充当させていただいたもの、それが残ったものを翌年度以降の支払準備基金として積むということになります。今年度から、新年度から新たに新しい保険料体制でスタートしますので、初年度、3年間を平均してとりますので、初年度からは幾分か基金へ積み立てていくという計画でございまして。大体は3年間で収支が合うようにということで、基金を残すことを前提として今回保険料設定はしておりません。

(1番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 杉原議員。

○1番(杉原利明君) この3年間で基金を全部使い果たしたわけですが、私としては、やっぱり今後もっともっと厳しい時代が来るわけですが、超少子・高齢化の中で、やはりこの26年度で一たん、もちろん3年ごとの更新なんで切れるのはわかりますけれども、

後々を見て、しっかりと基金が積めるような体制、金額というのを設定していくべきじゃないかと思うんです。この今の段階で私基金使い果たしたというのはもう最悪だと思ってます。もっともっと厳しい時代が絶対に来ますよね。部長、来るかどうかも含めて、今後のお考え、基金をどうやって積んでいくのかと。もう基金なしで、ずっとどんぴしゃでいくのか、果たして今のこの設定金額で26年度まで、この3年間ももたなかったわけですけど、これで絶対もつんだというその確証なり、約束と、今後のもっと厳しい時代が来るんじゃないかというこの2点の御答弁お願いいたします。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 森田福祉保健部長。

○福祉保健部長(森田和利君) この基金のこの3年間の目標というのは、あくまでもこの介護給付費に相当する保険料を徴収するという設定でございますので、余分なものを積むということはありませんけれども、ただ、この今の介護の給付状況を見ますと、やはり前期の、第4期の21年から23年の間の見込みは、確かにその当時3年間の給付額を推計したときには、積み立てておりました、当時3億2,000万円ございましたけれども、その中で新たにまた、貯金があるのに負担を新たにまたさせていただくというよりは、その中を利用していただいて負担の軽減を図ろうということで見込んでおりましたものでございますけれども、この間やはり、先日も御説明させていただきましたが、介護認定の方の人数がふえる、あるいは介護保険のサービスのほうが十分に皆さんのほうへ浸透しつつあるということから、サービスのほうの利用もふえてくるということで、これまでの、以前までの、2期間の間の伸びよりは随分伸びてしまったという背景がございます。

また、そういうことから、今回基金がすべてなくなってしまったということでもありますけれども、それらを踏まえて、この次の3年間につきましては、そういうことが起こらないように、十分中身を推計もしましたし、十分な把握もして推計をしておるところです。

ただ、まだまだ、私ども今から介護給付費の抑制といいますか、介護予防のほうの十分な浸透、強化をいたしながら、この認定者のほうを極力抑えたり、あるいはサービスの適正なサービスということも、事業者と一体になって、そういった部分、改善できるところをしながら、できるだけその見込みを抑えていく、その抑えていくことによって、次なる時期にこの介護保険料を幾らか基金として持ち得ておくと。そして、やはりそうはいいまして、ずっと伸び続けるというわけにはなりませんので、限界がございます。そういったところを踏まえて、やはりいろいろな施策、予防施策、健康づくり施策、そういったものを反映しながら、利用する場合にわたっても、本当に必要なサービスなのかどうかということも利用者の方にも一緒に検討いただきながら、今後のサービス計画との整合性を図っていきたいというふうに思っております。

○議長(木村春雄君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案のうち、総務常任委員会に議案第22号、議案第24号から議案第26号及び議案第32号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第28号から議案第31号及び議案第34号を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第23号、議案第27号及び議案第33号を付託いたします。

この際暫時休憩をいたします。

再開は1時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時24分——

——再開 午後 1時30分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木村春雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第35号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第36号 指定管理者の指定について

議案第37号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（木村春雄君） 日程第10、議案第35号から議案第38号までのその他条例案4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま上程となりました議案第35号から議案第38号の議案4件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第35号広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、外国人登録法の廃止に伴い、広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、同規約において外国人登録原票等の文言を削ろうとするものであります。

なお、この規約の変更については、広域連合を構成する県内23市町において同一の議決が必要とされております。

次に、議案第36号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、吉舎・徳市自治交流センターの指定管理者を指定することについて、吉舎町自治振興連合会をその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成22年9月に策定した過疎地域自立促進計画に新たに市道西酒屋仁賀線整備事業ほか6事業を追加し、市道再編に伴う市道16路線の路線名を変更することについて、過疎地域

自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第38号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、穴笠町京之峡辺地ほか8辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木村春雄君） 質疑を願います。

（26番 菅 三司君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 菅議員。

○26番（菅 三司君） 単純な質問をちょっとさせていただきます。

議案第38号の辺地に係る整備事業、今8地域というように説明ございましたが、計画書には9地域になっておりますが、これはどういうことになるんですかね。

（地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 藤井地域振興部長。

○地域振興部長（藤井啓介君） 失礼します。

ただいまの提案理由説明をさせていただきましたけれども、全体では9地域でございます。提案理由の説明の仕方として、「ほか8地域」という言い方を申しましたので誤解を招いたかもしれませんけれども、何々辺地地域ほか、先ほどは「穴笠町京之峡辺地ほか8辺地」という言い方をいたしましたので誤解を招いたかもしれませんけれども、全体で9辺地ということでございます。よろしく願います。

（26番 菅 三司君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 菅議員。

○26番（菅 三司君） こっちの議案資料の中にも「ほか8地域」ということになっておりますが、もう単純に9地域ということにしたらええじゃないですかね。もう紛らわしい提案の仕方です。9地域が上がるとるんですから、9地域で。どっちでもええんですが、私はそういうように思いましたので、質問をさせていただきました。

○議長（木村春雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案のうち、総務常任委員会に議案第36号から議案第38号を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第35号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第 1 1 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度三次市一般会計補正予算（第 7 号）（案）
- 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）  
（案）
- 議案第 1 4 号 平成 2 3 年度三次市診療所特別会計補正予算（第 2 号）（案）
- 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度三次市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（案）
- 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）  
（案）
- 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）  
（案）
- 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2  
号）（案）
- 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）  
（案）
- 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度三次市病院事業会計補正予算（第 2 号）（案）
- 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度三次市水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）

○議長（木村春雄君） 日程第11、議案第12号から議案第21号までの平成23年度補正予算案10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま条例になりました議案第12号から議案第21号までの議案10件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第12号平成23年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億8,370万1,000円を追加し、補正後の総額を429億5,032万7,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず歳出から御説明いたします。

総務費は、公共施設の整備改修に備えるため、三次市公共施設等整備基金を新設し、1億円を積み立てるほか、13基金の積立金を合わせて5億9,032万9,000円を増額。路線バス運行補助金など生活交通維持対策補助金として3,985万8,000円を増額するなど、合わせて4億7,444万7,000円を追加。

民生費は、子ども手当が法改正により支給額が変更となったことによる1億7,000万1,000円の減額など、合わせて2億3,612万6,000円を減額。

土木費は、三次駅周辺整備事業について、駅舎の撤去等が翌年度以降となったことにより、

補償費など2億7,050万円を減額し、合わせて2億7,224万円を減額。

教育費は、甲奴体育館及び三良坂体育館の耐震補強工事、三和中学校校舎改修工事など2億3,697万5,000円を増額するなど、合わせて2億4,019万5,000円を追加。

なお、以上の工事については、平成24年度へ繰越明許により実施する予定であります。

公債費は、志和地小学校及び八幡小学校徳市分校の廃校に伴う繰上償還など3億319万3,000円を増額し、合わせて1億5,417万7,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、1億6,953万2,000円を追加。なお、補正後の地方交付税は168億1,067万3,000円となります。

国庫支出金は、子ども手当負担金1億6,729万6,000円の減額など、合わせて9,725万7,000円を減額。

県支出金は、県議会議員選挙費委託金3,418万円の減額など、合わせて2,924万4,000円を減額。

諸収入は、広島県市町村振興協会から学校耐震化事業に対する助成金2,890万8,000円など、合わせて3,946万9,000円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、第2表のとおり、平成24年度へ繰越事業として、市民ホール建設事業のほか18件を追加し、上原願万地線道路整備事業のほか1件の金額の変更をしようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、第3表のとおり、公共施設下水道接続事業ほか10件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第13号平成23年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,723万9,000円を追加し、補正後の総額を64億1,597万6,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、歳出については、医療費給付費の増加により、退職被保険者等療養給付費及び高額療養費7,650万円の増額、歳入については、会計運営の維持と安定化を図るため、一般会計及び基金からの繰入金2億630万1,000円の増額などであります。

次に、議案第14号平成23年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,295万7,000円を追加し、補正後の総額を2億8,152万4,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、川西・甲奴診療所の医薬材料費など医業費1,095万1,000円を増額しようとするものであります。

次に、議案第15号平成23年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御

説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ99万6,000円を追加し、補正後の総額を67億3,347万8,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、高齢者巡回相談事業及び成年後見制度相談支援事業の経費を交付金対象とするため、予算費目の組み替えを行おうとするものなどであります。

第2条地方債の補正につきましては、第2表のとおり、財政安定化基金事業について、限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第16号平成23年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,487万1,000円を減額し、補正後の総額を7億1,888万9,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する負担金について、年間所要額の見込みによる減額をしようとするものであります。

次に、議案第17号平成23年度三次市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,652万3,000円を追加し、補正後の総額を24億7,688万6,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、浸水対策下水道事業に対する国庫補助金の増額による事業費の財源振り分け1,080万円、長期債繰上償還金など公債費を2,547万5,000円を増額しようとするものであります。

第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおり、下水道管理設敷土地借り上げほか1件について追加しようとするものであります。

次に、議案第18号平成23年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ573万8,000円を減額し、補正後の総額を10億8,860万2,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、和知地区の特定排水処理事業について、浄化槽設置工事が予定件数より下回ったことによる事業費600万円を減額しようとするものであります。

第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおり、農業集落排水管理設敷土地借り上げほか1件について追加しようとするものであります。

次に、議案第19号平成23年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正及び債務負担行為の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ256万6,000円を追加し、補正後の総額を11億2,695万5,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容は、三良坂町仁賀浄水場への給水対応に要する経費として、水道運営費554万9,000円を増額しようとするものであります。

第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおり、水道管理設敷土地借り上げを追加しようとするものであります。

次に、議案第20号平成23年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正の内容は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費について変更しようとするものであります。

その主な内容は、第2条の収益的収入及び支出の補正について、収益的収入の補正は、病院事業収益の総額を1億204万円増額し80億461万円にしようとするもので、収益的支出の補正は、病院事業費用の総額を1億円増額し79億9,316万4,000円にしようとするものです。

第3条の資本的収入及び支出の補正について、資本的収入の補正は、総額を7億1,242万6,000円増額し11億5,975万2,000円にしようとするもので、資本的支出の補正は、総額を530万円増額し12億9,675万1,000円にしようとするものです。

最後に、議案第21号平成23年度三次市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正の内容は、収益的収入及び支出、債務負担行為の追加並びに他会計からの補助金について変更しようとするものであります。

第2条の収益的収入及び支出の補正について、収益的収入の補正は、水道事業収益の総額を344万5,000円減額し9億4,309万3,000円にしようとするもので、収益的支出の補正は、水道事業費用の総額を234万8,000円増額し9億2,054万7,000円にしようとするものであります。

第3条の債務負担行為については、水道管理設敷土地借り上げに要する経費を追加しようとするものであります。

第4条の他会計からの補助金については、一般会計から補助を受ける金額について、344万5,000円減額し1億51万5,000円にしようとするものであります。

以上、議案10件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木村春雄君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号平成23年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）外9議案については、既に設置の予算特別委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第12号平成23年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）外9議案については、質疑を省略の上、予算特別委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第12 議案第 1号 平成24年度三次市一般会計予算（案）  
議案第 2号 平成24年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）  
議案第 3号 平成24年度三次市診療所特別会計予算（案）  
議案第 4号 平成24年度三次市介護保険特別会計予算（案）  
議案第 5号 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）  
議案第 6号 平成24年度三次市土地取得特別会計予算（案）  
議案第 7号 平成24年度三次市下水道事業特別会計予算（案）  
議案第 8号 平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）  
議案第 9号 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）  
議案第10号 平成24年度三次市病院事業会計予算（案）  
議案第11号 平成24年度三次市水道事業会計予算（案）

○議長（木村春雄君） 日程第12、議案第1号から議案第11号までの平成24年度予算（案）11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま上程になりました議案第1号から議案第11号までの議案11件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第1号平成24年度三次市一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ384億3,000万円を計上し、前年度予算に比べ10億1,700万円、率にして2.6%の減の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

歳入は、市税から市債までの21の款で編成をしております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、法人市民税、固定資産税の減額見込みなどの要因により、前年度予算に比べ3,451万9,000円、率にして0.5%減の66億7,933万6,000円を計上しております。

地方交付税は、普通交付税の増加を見込み、5億4,735万9,000円、3.5%増の163億1,759万3,000円を計上しております。

国庫支出金は、子ども手当負担金の減額などから、5億3,377万8,000円、14.5%減の31億4,147万1,000円を計上しております。

繰入金は、財政調整基金などの繰り入れにより、7億1,885万5,000円、162.8%増の11億6,054万円を計上しております。

市債は、斎場建設、酒屋地区憩いの森づくり整備事業などの大型事業の減により、13億5,523万5,000円、18%減の61億5,919万5,000円を計上しております。

以上、歳入につきましては、市税等の自主財源の確保、国、県の動向を見きわめながら、有利な財源の確保等に努めてまいります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

歳出は、議会費から予備費までの14の款で編成しております。

歳出における特徴的なものを御説明いたします。

総務費は、市民ホール建設事業、新庁舎建設事業、がんばる地域支援事業など、前年度予算に比べ5億6,949万7,000円、率にして11.2%増の56億5,484万1,000円を計上しております。

衛生費は、予防接種事業、斎場建設事業の減などから、9億6,638万2,000円、24.5%の減の29億8,401万4,000円を計上しております。

農林水産業費は、酒屋地区憩いの森づくり整備事業の減などから、7億7,906万4,000円、24.9%の減の23億4,473万4,000円を計上しております。

土木費は、道路台帳システム整備事業、道路事業の減などから、3億2,102万7,000円、6%の減の50億6,352万1,000円を計上しております。

教育費は、三良坂小中一貫校整備事業、酒河小学校校舎増築整備事業など1億3,943万3,000円、6.8%の増の21億7,980万7,000円を計上しております。

諸支出金は、三次市土地開発公社保有の土地購入費など7億2,227万7,000円を計上しております。

予算執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めてまいります。

第2条、債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか18件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、市民ホール建設事業ほか36事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を40億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により流用できるよう定めるものであります。

次に、議案第2号平成24年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

厳しい国保財政状況のもと、平成23年度は一般会計からの法定外繰り入れや基金繰り入れにより財政運営を図りましたが、長引く経済不況の影響などで税収が落ち込み、また歳出の医療費は年々上昇し、国保財政は引き続き厳しい状況にあります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億9,187万3,000円とし、前年度予算に比べ2億6,313万6,000円、率にして4.2%の増の予算となっております。

平成24年度においては、引き続き医療費適正化事業や特定健診の受診率向上と効果的な保健指導の実施などの保健事業に積極的に取り組むとともに、保険税収納の取り組みを強化し、国保財政の安定的な運営を図ってまいります。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、糖尿病性腎症重症化予防事業について、その期間と限度額を定めようとするものであります。

第3条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第4条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内において、これら経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第3号平成24年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

市が設置をする診療所は、一般診療所4カ所、歯科診療所2カ所があります。地域の医療機関として安全・安心な地域づくりに寄与するため、市民の皆様の医療の確保、健康増進及び福祉の向上に引き続き努めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,038万7,000円を計上し、前年度予算に比べ9,771万6,000円、率にして36.4%の減の予算となっております。

これは、川西診療所の指定管理者による管理運営及び甲奴診療所における医薬分業の取り組みによるものであります。

次に、議案第4号平成24年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

介護保険につきましては、介護基盤の充実に伴い、介護給付費が年々増加しており、今議会にあわせて提案をしております三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）にありまして、平成24年度から65歳以上の高齢者の皆様に介護保険料の負担増をお願いしているところでございます。

平成24年度においては、このような状況にかんがみ、介護保険事業のより適正な運営に努めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億60万8,000円を計上し、前年度予算に比べ2億1,451万6,000円、率にして3.2%の増の予算となっております。

平成24年度においては、高齢者の皆様がいつまでも健康で自立した生活を送られることができるよう、新たな取り組みとして、介護予防事業参加促進モデル事業などに必要な経費を計上し、これまで以上に介護予防事業を充実強化するとともに、介護給付費及び介護認定の適正化を図ってまいります。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、電算システム賃借について、その期間と限度額を定めようとするものであります。

第3条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内においてこれらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

議案第5号平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

す。

後期高齢者医療制度は、広島県後期高齢者医療広域連合が運営を行っておりますが、保険料の賦課収納は各市町であり、本会計において、保険料の収納及び広域連合への納付を行うものであります。

保険料については2年ごとに見直されることになっており、平成24年度が制度改正時期になっております。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億6,661万5,000円を計上し、前年度予算に比べ4,796万4,000円、率にして6.7%の増の予算となっております。

次に、議案第6号平成24年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

土地取得特別会計は、公共事業用地を先行取得するための歳入歳出を経理し、市による土地の取得の円滑さを図っております。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ220万8,000円を計上し、前年度予算に比べ80万2,000円、率にして26.6%の減の予算となっております。

平成24年度においては、三次市土地開発基金の運用に伴う利子相当分について予算計上しております。

次に、議案第7号平成24年度三次市下水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

公共下水道は、市民の皆様の生活環境を改善するための基本的な都市基盤であり、引き続き整備を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億1,255万7,000円を計上し、前年度予算に比べ8,490万3,000円、率にして3.5%の減の予算となっております。

平成24年度においては、公共下水道三次処理区並びに三良坂処理区における管渠布設工事や三次水質管理センターの整備、特定環境保全公共下水道布野処理区における水質管理センターの実施設計業務等を実施していくために必要な経費などを計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか5件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、公共下水道事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を2億円に定めようとするものであります。

次に、議案第8号平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

農業集落排水事業は、農村地域の定住環境を整備する上で有効な事業であり、平成24年度も引き続き和知地区の整備を進めてまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億1,534万円とし、前年度予算に比べ

5,097万1,000円、率にして4.8%の増の予算となっております。

平成24年度においては、和知地区の農業集落排水事業が最終整備年度であり、管路並びにマンホールポンプの整備を行います。

また、浄化槽市町村整備推進事業についても、和知地区が最終年度となるため、13基の設置に要する経費などを計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか3件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億2,000万円に定めようとするものであります。

次に、議案第9号平成24年度三次市簡易水道事業特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

水道は、市民生活や社会経済活動を支える上で必要不可欠な基盤であり、市民の皆様へ安全で安心できる水を供給するために計画的に整備を進めてまいります。

また、施設の効率的運営に努め、健全な経営に取り組んでまいります。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,567万4,000円とし、前年度予算に比べ9,871万5,000円、率にして8.8%の減の予算となっております。

平成24年度においては、水道未普及地域を解消するため、君田、作木、吉舎、三良坂及び三和地区などにおいて配水施設の整備を行うとともに、老朽管及び浄水場等施設の更新に必要な経費などを計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、行政財産の維持管理に要する経費ほか1件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、第3表のとおり、簡易水道事業において、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

次に、議案第10号平成24年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

病院事業につきましては、引き続き市民の皆様へ安全・安心で質の高い医療を提供するために、医療スタッフの充実や健全経営に取り組んでまいります。

まず、第2条の業務の予定量につきましては、病床数は、一般病床350床、患者数は年間延べ30万7,235人、1日平均1,097人を計画しております。うち、入院患者については、年間延べ11万9,355人、1日平均327人、外来患者については、年間延べ18万7,880人、1日平均770人を見込んでおります。

建設改良計画は、資産購入3億8,500万円、施設整備事業1億1,000万円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入は、病院事業収益79億5,227万5,000円、支出は、病院事業費用79億3,769万8,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入は、資本的収入4億8,482万6,000円、支出は、資本的支出13億8,067万6,000円であります。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億9,585万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条の債務負担行為は、警備、清掃及び設備管理業務委託に要する経費ほか11件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入及び施設整備について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条は、棚卸資産購入限度額を23億8,356万6,000円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

最後に、議案第11号平成24年度三次市水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

水道事業を取り巻く環境は、節水器具の普及や節水意識の向上による給水収益の減少、施設の更新や施設管理経費の増加、企業債の償還など厳しい経営状況の中、業務の効率化や経費の節減を図りながら、安全で安心できる良質な水を安定供給するため、給水区域の拡張、配水施設の整備及び老朽管路の更新を計画的に行ってまいります。

平成24年度においては、第4期拡張計画に基づき、栗屋地区、川西地区及び河内地区における給水区域の拡張並びに配水管布設工事を行うとともに、老朽管更新を行ってまいります。

また、地震等の緊急時の対応として、向江田配水池に緊急遮断弁の設置を行ってまいります。

第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数1万3,790戸、年間総給水量362万6,454立方メートル、1日平均給水量9,935立方メートル、建設改良費は7億4,396万3,000円を見込んでおります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入は、水道事業収益9億4,419万3,000円であります。支出は、水道事業費用9億1,792万6,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入は、資本的収入7億2,606万4,000円であります。支出は、資本的支出11億3,222万1,000円であります。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億615万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条債務負担行為は、営業業務委託に要する経費のほか5件について、それぞれ債務の期

間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、水道施設整備事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、他会計からの補助金として、企業債元利償還金及び特定多目的ダム法第35条の規定による特別納付金に充当するため、一般会計からの補助金の額を9,546万円に定めようとするものであります。

第11条は、棚卸資産購入限度額を887万円に定めようとするものであります。

以上、議案11件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木村春雄君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号平成24年度三次市一般会計予算（案）外10議案については、既に設置の予算特別委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村春雄君） 御異議なしと認めます。

よって議案第1号平成24年度三次市一般会計予算（案）外10議案については、質疑を省略の上、予算特別委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 請願第1号 障害者総合福祉法の制定を求める意見書の提出について

請願第2号 幼稚園・保育所・小中学校における給食の放射能対策について

○議長（木村春雄君） 日程第13、請願2件を議題といたします。

今期定例会において受理した請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

請願第1号障害者総合福祉法の制定を求める意見書の提出について、請願第2号幼稚園・保育所・小中学校における給食の放射能対策については、教育民生常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 2時23分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年2月29日

三次市議会議長 木村春雄

会議録署名議員 岡田美津子

会議録署名議員 小田伸次